

令和7年第12回美郷町議会定例会

議事日程（第3号）

令和7年12月11日（木曜日）午前10時開議

議案審議（質疑～討論～表決）

- 第 1 議案第62号 字区域の変更について
- 第 2 議案第63号 美郷町過疎地域持続的発展計画を定めることについて
- 第 3 議案第64号 美郷町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 第 4 議案第65号 美郷町町長及び副町長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 第 5 議案第66号 美郷町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について
- 第 6 議案第67号 美郷町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第 7 議案第68号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 第 8 議案第69号 美郷町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第 9 議案第70号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 第10 議案第71号 美郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第11 議案第72号 美郷町宿泊施設の料金改定等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第12 議案第73号 美郷町下水道事業の設置等に関する条例の制定について
- 第13 議案第74号 美郷町下水道事業の設置等に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第14 議案第75号 美郷町農業集落排水事業基金条例及び美郷町農業集落排水施設設置条例の廃止について
- 第15 議案第76号 美郷町下水道条例及び美郷町水道事業給水条例の一部改正について

- 第 16 議案第 77 号 美郷町農業委員会の委員の定数に関する条例の一部改正について
- 第 17 議案第 78 号 公共施設の管理運営体制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定
について
- 第 18 議案第 79 号 指定管理者の指定について
- 第 19 議案第 80 号 指定管理者の指定について
- 第 20 議案第 81 号 指定管理者の指定について
- 第 21 議案第 82 号 指定管理者の指定について
- 第 22 議案第 83 号 令和 7 年度美郷町一般会計補正予算第 8 号
- 第 23 議案第 84 号 令和 7 年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第 3 号
- 第 24 議案第 85 号 令和 7 年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第 3 号
- 第 25 議案第 86 号 令和 7 年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第 3 号
- 第 26 議案第 87 号 令和 7 年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第 2 号
- 第 27 議案第 88 号 令和 7 年度美郷町水道事業会計補正予算第 3 号

陳情等審議 (委員長報告～質疑～討論～表決)

- 第 28 陳情第 1 号 夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現のため国に意見書提出
を求める陳情
- 第 29 陳情第 2 号 ケア労働者の処遇改善のため、報酬 10%以上引き上げを求め国に意見書提
出を求める陳情
- 第 30 陳情第 3 号 「介護保険制度の抜本改善、介護従事者の処遇改善を求める」国への意見書
提出を求める陳情書
- 第 31 陳情第 4 号 最高裁判決に基づきすべての生活保護利用者に対する速やかな被害回復措置
を求める国への意見書提出の陳情書
- 第 32 陳情第 5 号 「小・中学校給食費の完全無償化」のため、秋田県へ財政支援を求める意見
書提出の陳情
- 第 33 陳情第 6 号 インボイス制度の廃止をめざし、事業者の負担を軽減する経過措置を継続す
るよう求める意見書を国に送付することを求める陳情

追加議案審議

- 追加日程第 1 議案第 89 号 令和 7 年度美郷町一般会計補正予算第 9 号
- 追加日程第 2 発議第 5 号 夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現を求める意見
書の提出について

- 追加日程第 3 発議第 6号 ケア労働者の処遇改善のため、報酬10%以上引き上げを求める意見書の提出について
- 追加日程第 4 発議第 7号 「介護保険制度の抜本改善、介護従事者の処遇改善を求める」意見書の提出について
- 追加日程第 5 発議第 8号 最高裁判決に基づきすべての生活保護利用者に対する速やかな被害回復措置を求める意見書の提出について
- 追加日程第 6 発議第 9号 「小・中学校給食費の完全無償化」のため、秋田県へ財政支援を求める意見書の提出について
- 追加日程第 7 議員派遣について
- 追加日程第 8 閉会中の継続審査及び継続調査について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（13名）

1番	高橋純	2番	高橋正和
3番	熊谷良夫	4番	澁谷俊二
5番	松田信義	6番	村田薫
7番	長谷川幸子	8番	森元淑雄
9番	鈴木正洋	10番	高山茂雄
11番	深沢義一	12番	深澤均
13番	高橋邦武		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田知己	副町長	本間和彦
総務課長	武田浩之	企画財政課長	深澤文仁
税務課長	佐々木龍悦	住民生活課長	木村英彰
福祉保健課長	大澤修	こども子育て課長	高橋勉
商工観光交流課長	高橋晋一	農政課長	高塚剣
建設課長	高橋博和	会計管理者兼 出納室長	照井修
農業委員会 事務局長	加藤隆輝	教育長	栗林守
教育推進監	井合和人	教育推進課長	佐々木寿人
生涯学習課長	中田裕克	代表監査委員	高橋信雄

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	佐藤秀勝	議事総務班長	澁谷正樹
事務補助員	佐々木楓		

◎開議の宣告

○議長（高橋邦武） おはようございます。

定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、会議を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に差し上げております日程表により行います。

（午前10時00分）

◎議案第62号の質疑、討論、表決

○議長（高橋邦武） 日程第1、議案第62号 宇区域の変更についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋邦武） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋邦武） 討論なしと認めます。

議案第62号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第62号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋邦武） 異議なしと認めます。よって、議案第62号 宇区域の変更については、原案のとおり可決されました。

◎議案第63号の質疑、討論、表決

○議長（高橋邦武） 日程第2、議案第63号 美郷町過疎地域持続的発展計画を定めることについてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。1番、高橋 純議員。

○1番（高橋 純） 昨日ご説明を受けた第3次美郷町総合計画後期行動計画の中で表記されている文面と、美郷町過疎地域持続的発展計画の中でうたわれている文面に、文言の相違がある部分

○議長（高橋邦武） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋邦武） 討論なしと認めます。

議案第63号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第63号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋邦武） 異議なしと認めます。よって、議案第63号 美郷町過疎地域持続的発展計画を定めることについては、原案のとおり可決されました。

◎議案第64号の質疑、討論、表決

○議長（高橋邦武） 日程第3、議案第64号 美郷町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋邦武） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋邦武） 討論なしと認めます。

議案第64号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第64号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋邦武） 異議なしと認めます。よって、議案第64号 美郷町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第65号の質疑、討論、表決

○議長（高橋邦武） 日程第4、議案第65号 美郷町町長及び副町長の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋邦武） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋邦武） 討論なしと認めます。

議案第65号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第65号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋邦武） 異議なしと認めます。よって、議案第65号 美郷町町長及び副町長の給与及び旅費に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第66号の質疑、討論、表決

○議長（高橋邦武） 日程第5、議案第66号 美郷町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋邦武） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋邦武） 討論なしと認めます。

議案第66号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第66号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋邦武） 異議なしと認めます。よって、議案第66号 美郷町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第67号の質疑、討論、表決

○議長（高橋邦武） 日程第6、議案第67号 美郷町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋邦武) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋邦武) 討論なしと認めます。

議案第67号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第67号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋邦武) 異議なしと認めます。よって、議案第67号 美郷町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第68号の質疑、討論、表決

○議長(高橋邦武) 日程第7、議案第68号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋邦武) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋邦武) 討論なしと認めます。

議案第68号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第68号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋邦武) 異議なしと認めます。よって、議案第68号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第69号の質疑、討論、表決

○議長（高橋邦武） 日程第8、議案第69号 美郷町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋邦武） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋邦武） 討論なしと認めます。

議案第69号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第69号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋邦武） 異議なしと認めます。よって、議案第69号 美郷町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第70号の質疑、討論、表決

○議長（高橋邦武） 日程第9、議案第70号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋邦武） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋邦武） 討論なしと認めます。

議案第70号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第70号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋邦武） 異議なしと認めます。よって、議案第70号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第71号の質疑、討論、表決

○議長（高橋邦武） 日程第10、議案第71号 美郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋邦武） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋邦武） 討論なしと認めます。

議案第71号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第71号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋邦武） 異議なしと認めます。よって、議案第71号 美郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第72号の質疑、討論、表決

○議長（高橋邦武） 日程第11、議案第72号 美郷町宿泊施設の料金改定等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋邦武） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋邦武） 討論なしと認めます。

議案第72号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第72号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋邦武） 異議なしと認めます。よって、議案第72号 美郷町宿泊施設の料金改定等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第73号から議案第75号の質疑、討論、表決

○議長（高橋邦武） 日程第12、議案第73号 美郷町下水道事業の設置等に関する条例の制定について、日程第13、議案第74号 美郷町下水道事業の設置等に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、日程第14、議案第75号 美郷町農業集落排水事業基金条例及び美郷町農業集落排水施設設置条例の廃止について、以上の3件は関連がありますので、会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋邦武） 異議なしと認め、一括議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

なお、個別の議案に対する質疑がある場合は、議案番号を述べてから質疑をしてください。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋邦武） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております案件中、議案第73号についてこれより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋邦武） 討論なしと認めます。

議案第73号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第73号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋邦武） 異議なしと認めます。よって、議案第73号 美郷町下水道事業の設置等に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

ただいま議題となっております案件中、議案第74号についてこれより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋邦武） 討論なしと認めます。

議案第74号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第74号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋邦武) 異議なしと認めます。よって、議案第74号 美郷町下水道事業の設置等に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

ただいま議題となっております案件中、議案第75号についてこれより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋邦武) 討論なしと認めます。

議案第75号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第75号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋邦武) 異議なしと認めます。よって、議案第75号 美郷町農業集落排水事業基金条例及び美郷町農業集落排水施設設置条例の廃止については、原案のとおり可決されました。

◎議案第76号の質疑、討論、表決

○議長(高橋邦武) 日程第15、議案第76号 美郷町下水道条例及び美郷町水道事業給水条例の一部改正についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋邦武) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋邦武) 討論なしと認めます。

議案第76号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第76号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋邦武) 異議なしと認めます。よって、議案第76号 美郷町下水道条例及び美郷町水道

事業給水条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第77号の質疑、討論、表決

○議長（高橋邦武） 日程第16、議案第77号 美郷町農業委員会の委員の定数に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋邦武） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋邦武） 討論なしと認めます。

議案第77号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第77号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋邦武） 異議なしと認めます。よって、議案第77号 美郷町農業委員会の委員の定数に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第78号の質疑、討論、表決

○議長（高橋邦武） 日程第17、議案第78号 公共施設の管理運営体制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋邦武） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋邦武） 討論なしと認めます。

議案第78号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第78号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋邦武） 異議なしと認めます。よって、議案第78号 公共施設の管理運営体制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第79号の質疑、討論、表決

○議長（高橋邦武） 日程第18、議案第79号 指定管理者の指定についてを議題といたします。
説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋邦武） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋邦武） 討論なしと認めます。

議案第79号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第79号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋邦武） 異議なしと認めます。よって、議案第79号 指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第80号の質疑、討論、表決

○議長（高橋邦武） 日程第19、議案第80号 指定管理者の指定についてを議題といたします。
説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋邦武） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋邦武） 討論なしと認めます。

議案第80号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第80号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕の声あり)

○議長(高橋邦武) 異議なしと認めます。よって、議案第80号 指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第81号の質疑、討論、表決

○議長(高橋邦武) 日程第20、議案第81号 指定管理者の指定についてを議題といたします。
説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔なし〕の声あり)

○議長(高橋邦武) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔なし〕の声あり)

○議長(高橋邦武) 討論なしと認めます。

議案第81号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第81号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕の声あり)

○議長(高橋邦武) 異議なしと認めます。よって、議案第81号 指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第82号の質疑、討論、表決

○議長(高橋邦武) 日程第21、議案第82号 指定管理者の指定についてを議題といたします。
説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔なし〕の声あり)

○議長(高橋邦武) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔なし〕の声あり)

○議長(高橋邦武) 討論なしと認めます。

議案第82号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第82号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋邦武） 異議なしと認めます。よって、議案第82号 指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第83号の質疑、討論、表決

○議長（高橋邦武） 日程第22、議案第83号 令和7年度美郷町一般会計補正予算第8号を議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。6番、村田議員。

○6番（村田 薫） ページの225、7款1項2目のところで酒蔵等原料米高騰支援の補助事業ですが、これで二、三説明願います。

1つ目として、酒米の美郷錦、令和6年度は1俵当たり1万9,000円であったんですが、今は1俵が3万1,000円と急激な値上がりをしてしまって、この対応に各酒蔵の方々が大変苦慮しているということは聞いておりました。夏頃にも1回値上げに対して補助しておりますが、このときは1俵につき2,000円で、今回6,000円と説明がありました。妥当ではないかと思っています。この6,000円の補助は、使用米何俵ぐらいを対象として設定しておるのか。また、この補助は美郷町産のみに限定されているのかというところが1問目です。

2つ目は、この事業は原料米高騰への支援とあり、小規模なお菓子の店とか、急激な米粉の値上がりに非常に苦慮しております、公平性が高く手厚い支援を求めている店舗などへも、何か考えられないものかということについてお伺いいたします。

○議長（高橋邦武） 答弁を求めます。商工観光交流課長。

○商工観光交流課長（高橋晋一） ただいまのご質問についてお答えいたします。

まず、ご質問の1点目、6,000円の補助は何俵ぐらいを対象として設定しているのかというご質問についてですが、数量の想定ですけれども、町内の事業者から今年度の仕入れ見込数量を確認しておりまして、現時点では約1,600俵を想定しております。

ご質問の2点目、補助は美郷町産米に限定しているのかというご質問ですが、補助対象は美郷町産米に限らず、どこの産地であっても補助対象といたします。

ご質問の3点目、菓子店などにも支援をしてはどうかというご質問ですが、こちらについては6月の補正予算の際にも同様のご質問受けておりまして、今回の補助額増額に当たって、商工会ともご相談いたしました。その中で、町内の菓子製造業者については、確かに加工用米の価格高

騰に伴い厳しい部分もあるかもしれませんが、米菓専門という業者はおらず、町内の事業者は洋菓子なども製造しておりまして、リスク分散が図られていて、今のところ商工会にも補助事業の相談等はなかったということでしたので、今回は補助対象とはいたしませんでした。より公平性が高く手厚い支援をとという点については、原材料の支援ではございませんが、町内の小売関係でいえば、これまで生活支援券事業により、消費者支援と併せて、地域経済の活性化という視点で町内の小売業の支援を行っておりますので、ご理解をお願いいたします。

説明は以上です。

○議長（高橋邦武） よろしいですか。（「はい。分かりました」の声あり）

12番、深澤 均議員。

○12番（深澤 均） 217ページ、18節熱中症予防・省エネエアコン購入支援事業について伺います。

この予算額は500万円でありまして、それに対して425万円の減額補正で、執行額は75万円と極めて低い執行額であります。にもかかわらず、その要因について何ら説明がなされませんでしたので、お聞きします。この事業の予算審議では、議員からは対象機種が高額過ぎる、あるいは対象者がエアコン未設置世帯など、厳し過ぎる要件を懸念する意見があったところであります。そこで、低い執行額について要因をどのように分析しているのか伺います。

また、近年、熱中症による健康被害予防の重要性が増しています。特に高齢者世帯、高齢者のいる世帯、小さな子供のいる世帯、生活困窮者などは、より危険度が高いとされています。しかし、今回この事業ではこのような必要とされる世帯への支援が届いていないと思われませんが、現状をどのように考えているか伺います。

○議長（高橋邦武） 答弁を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（大澤 修） ただいまのご質問にお答えいたします。

熱中症予防・省エネエアコン購入支援事業に係る予算執行率についてでございますが、ご指摘のように執行率にして15%となっております。改めまして、予算額の500万円の積算根拠についてでございますが、先行自治体の実績等を参考とし、高齢者世帯への比率により算出した件数を基に、また、当事業は国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した時限措置でありまして、限られた期間での予算措置であったため、補助金の受皿として不足とならないよう、また若干の余裕を持たせ100件分、500万円を予算措置したものです。

ご指摘の執行率が低かった要因として考えられることに関しましては、参考とした先行自治体が県北地域であったことにより、気候条件により、もともとの設置率に相違があったことも可能

性として考えられますが、結果としまして不用額が生じてしまい、大変申し訳ございません。

対象機器が高額過ぎるのでは、また、助成対象となる世帯等の要件が厳し過ぎるのではというご指摘に関しましては、事業要件として省エネ基準を満たす機器としてございましたが、今回交付しました15件の平均設置費用は約13万6,000円で、10万円未満のエアコンを購入、設置いただいた世帯も数件ございました。また、ランニングコストを考えた場合、省エネ性能が高い機器は電気代を低く抑えられるため、設置後の利用控えも少ないものと想定し、事業目的に合致し、かつ国、県、町が推進している二酸化炭素排出削減にも寄与するものとし、条件として設定させていただいたものです。

対象世帯の要件につきましては、当事業の趣旨はあくまでも低所得者に対する熱中症対策という福祉的な考えを基本としてございますので、当該世帯の熱中症予防において必要最低限の助成という観点から、現状利用できるエアコンがない世帯を対象とさせていただいたところです。このような制度創出の背景や趣旨により、それぞれ要件を設定させていただきましたことに対しまして、何とぞご理解をいただきたいと思っております。

また、必要とされる世帯へ支援が届いていないのではというご指摘でございますが、当時の周知につきましては、町広報、ホームページ、テレビ回覧板をはじめ、様々な媒体を活用し、町内のエアコン販売業者様へは直接事業周知を行ってございます。その上で、当事業につきましては希望者からの申請に基づき補助金を交付するものですので、申請があった方につきましては町の支援が届いたものと捉えてございます。

いずれ熱中症予防に関しましては、ご自身の体調に留意する意識向上が最も重要であると考えておりますので、引き続き体調管理の観点から、様々な機会を利用して意識啓発を図ってまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（高橋邦武） 12番、深澤 均議員。

○12番（深澤 均） 今、答弁の中に福祉の観点からという文言が含まれていましたけれども、隣の大仙市においては、同じような類似の事業が今も継続中であります。その要件としては、大仙市民であることと、非課税世帯であることのみであります。この状況は非常に必要とする世帯に寄り添った政策、制度設計なのかなというように私は感じていますが、まあ、今回のこの事業の反省点があるとすれば、どういう点が反省点になるのかお伺いいたします。

○議長（高橋邦武） 答弁を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（大澤 修） ただいまの再質問にお答えいたします。

先ほど美郷町における事業の要件設定等につきましては、先ほど説明させていただいたとおりでございます。いずれ事業の要件緩和等につきましては、隣市での対応も考えられますけれども、いずれそれぞれの自治体の実情に合った状況にありますし、また、要件緩和によっては新たな不公平感を生む可能性もございます。今回、福祉的な観点と申しましたのは、必要最小限のそういう観点ということで、エアコンを設置されておらない世帯を対象とさせていただいたところでございますので、いずれにつきましても、拡充につきましてはあくまでもご意見として承りたいと思います。

以上です。

○議長（高橋邦武） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。6番、村田議員。

○6番（村田 薫） 227ページ、8款22項の2目になります。ここで橋梁板が盗難により、歳出必要が発生したという説明受けました。これの予防策について、何か工夫するようなことは考えているのでしょうか。伺います。

○議長（高橋邦武） 答弁を求めます。建設課長。

○建設課長（高橋博和） ただいまのご質問につきまして、お答えをさせていただきます。

スパナやレンチ等で分解が容易であったことが、まず盗難しやすい状況であったということから、今回の8橋分につきましても、溶接などを行うことで取り外しがしにくい状況になるようにしたいと考えております。これは今回の補正の分と、既存の橋の部分につきましても同様に、溶接等で取り外しがしにくい状況にしたいというように考えてございます。

説明は以上です。

○議長（高橋邦武） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋邦武） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋邦武） 討論なしと認めます。

議案第83号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第83号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋邦武） 異議なしと認めます。よって、議案第83号 令和7年度美郷町一般会計補正予

算第8号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第84号の質疑、討論、表決

○議長（高橋邦武） 日程第23、議案第84号 令和7年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第3号を議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋邦武） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋邦武） 討論なしと認めます。

議案第84号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第84号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋邦武） 異議なしと認めます。よって、議案第84号 令和7年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第3号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第85号の質疑、討論、表決

○議長（高橋邦武） 日程第24、議案第85号 令和7年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第3号を議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋邦武） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋邦武） 討論なしと認めます。

議案第85号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第85号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋邦武） 異議なしと認めます。よって、議案第85号 令和7年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第3号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第86号の質疑、討論、表決

○議長（高橋邦武） 日程第25、議案第86号 令和7年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第3号を議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋邦武） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋邦武） 討論なしと認めます。

議案第86号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第86号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋邦武） 異議なしと認めます。よって、議案第86号 令和7年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第3号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第87号の質疑、討論、表決

○議長（高橋邦武） 日程第26、議案第87号 令和7年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号を議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋邦武） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋邦武） 討論なしと認めます。

議案第87号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第87号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋邦武) 異議なしと認めます。よって、議案第87号 令和7年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第88号の質疑、討論、表決

○議長(高橋邦武) 日程第27、議案第88号 令和7年度美郷町水道事業会計補正予算第3号を議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋邦武) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋邦武) 討論なしと認めます。

議案第88号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第88号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋邦武) 異議なしと認めます。よって、議案第88号 令和7年度美郷町水道事業会計補正予算第3号は、原案のとおり可決されました。

◎陳情第1号から陳情第5号までの委員長報告、質疑、討論、表決

○議長(高橋邦武) 日程第28、陳情第1号 夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現のため国に意見書提出を求める陳情、日程第29、陳情第2号 ケア労働者の処遇改善のため、報酬10%以上引き上げを求め国に意見書提出を求める陳情、日程第30、陳情第3号 「介護保険制度の抜本改善、介護従事者の処遇改善を求める」国への意見書提出を求める陳情書、日程第31、陳情第4号 最高裁判決に基づきすべての生活保護利用者に対する速やかな被害回復措置を求める国への意見書提出の陳情書、並びに日程第32、陳情第5号 「小・中学校給食費の完全無償化」のため、

秋田県へ財政支援を求める意見書提出の陳情、以上の5件を会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋邦武) 異議なしと認め、一括議題といたします。

この陳情の審査方を教育民生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。教育民生常任委員長、鈴木正洋議員は登壇願います。

(教育民生常任委員長 鈴木正洋議員 登壇)

○教育民生常任委員長(鈴木正洋) 委員長報告をいたします。

令和7年12月2日の第12回定例会本会議において、当委員会に審査を付託されました、陳情第1号、第2号、第3号、第4号及び第5号の審査経過と結果をご報告申し上げます。

12月5日、委員6名が出席し、当委員会を開催して慎重に審査いたしました。

はじめに、陳情第1号 夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現のため国に意見書提出を求める陳情の審査では、昨年も同じ内容で採択しており、医療・介護に携わる人の厳しい労働と低賃金の改善を訴えていることは理解できる。現場では、非常に深刻な問題を抱えていることが報道でもあり、町内で勤務されている方々からもそのような声が聞こえてきている。安全・安心の医療・介護の実現は、私たち住民にとっては非常に大切なことで、安心して暮らすために特に必要と考えるなどの意見がありました。

採決したところ、採択すべきもの5人となり、全会一致で採択すべきものと決定しました。

次に、陳情第2号 ケア労働者の処遇改善のため、報酬10%以上引き上げを求め国に意見書提出を求める陳情の審査では、介護は相手が人であり、やめることができない大変な仕事であるため、処遇改善することに賛成である。介護現場では、肉体的に非常に大変というのは身近に感じている。物価高騰もあり、処遇改善は必要と考える。介護現場においても、他産業並みのベースアップを確保していく必要がある。低賃金によるケア労働者数の減少で、事業が存続の危機にあるということが考えられ、採択すべきであるなどの意見がありました。

採決したところ、採択すべきもの5人となり、全会一致で採択すべきものと決定しました。

次に、陳情第3号 「介護保険制度の抜本改善、介護従事者の処遇改善を求める」国への意見書提出を求める陳情書の審査では、介護従事者の賃金が、全産業より平均的に8万円ほど低いことや利用者などの負担が非常に大きいことにより、抜本的な制度の見直しは必要である。実際に利用している方が利用しにくくなるような制度は、見直しが必要である。私たちの第二の人生ともいえるところが、安心できるような状況となるために賛成であるなどの意見がありました。

採決したところ、採択すべきもの5人となり、全会一致で採択すべきものと決定しました。

次に、陳情第4号 最高裁判決に基づきすべての生活保護利用者に対する速やかな被害回復措置を求める国への意見書提出の陳情書の審査では、生活保護基準を戻すことや補償をすることが必要と考える。日本は法治国家であり、最高裁の判決として出た以上、法に従うのが当然のことである。最低限以下の生活をしており、生存権や個人の尊厳を侵害されることも多々あると考え、賛成であるなどの意見がありました。

採決したところ、採択すべきもの5人となり、全会一致で採択すべきものと決定しました。

次に、陳情第5号 「小・中学校給食費の完全無償化」のため、秋田県へ財政支援を求める意見書提出の陳情の審査では、給食というのは教育活動の一環であり、教育も給食も機会均等であるべきと考える。子育て世帯の経済的支援の観点からも陳情は妥当である。保護者の負担軽減の観点からも積極的に行ってもらいたい政策である。子供は地域の宝ということで、少子化にあって、みんなで応援していかなければならないと考えるなどの意見がありました。

採決したところ、採択すべきもの5人となり、全会一致で採択すべきものと決定しました。

以上ご報告申し上げます。

○議長（高橋邦武） ただいまの委員長報告に対して質疑を行います。質疑は、陳情番号を述べてからお願いします。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋邦武） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております案件中、陳情第1号について、これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋邦武） 討論なしと認めます。

陳情第1号について、これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。なお、起立しない場合は、本陳情を不採択とみなします。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

お諮りします。陳情第1号を委員長報告のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者全員）

○議長（高橋邦武） 起立多数です。

よって、陳情第1号 夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現のため国に意見書提出を求める陳情は、採択とすることに決定いたしました。

ただいま議題となっております案件中、陳情第2号について、これより討論を行います。討論
ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋邦武) 陳情第2号について、これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。なお、起立しない場合は、本陳情を不採択とみなします。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

お諮りします。陳情第2号を委員長報告のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者全員)

○議長(高橋邦武) 起立多数です。

よって、陳情第2号 ケア労働者の処遇改善のため、報酬10%以上引き上げを求め国に意見書提出を求める陳情は、採択とすることに決定いたしました。

ただいま議題となっております案件中、陳情第3号について、これより討論を行います。討論
ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋邦武) 討論なしと認めます。

陳情第3号について、これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。なお、起立しない場合は、本陳情を不採択とみなします。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

お諮りします。陳情第3号を委員長報告のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者全員)

○議長(高橋邦武) 起立多数です。

よって、陳情第3号 「介護保険制度の抜本改善、介護従事者の処遇改善を求める」国への意見書提出を求める陳情書は、採択とすることに決定いたしました。

ただいま議題となっております案件中、陳情第4号について、これより討論を行います。討論
ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋邦武) 討論なしと認めます。

陳情第4号について、これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。なお、起立しない場合は、本陳情を不採択とみなします。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

お諮りします。陳情第4号を委員長報告のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者全員)

○議長(高橋邦武) 起立多数です。

よって、陳情第4号 最高裁判決に基づきすべての生活保護利用者に対する速やかな被害回復措置を求める国への意見書提出の陳情書は、採択とすることに決定いたしました。

ただいま議題となっております案件中、陳情第5号について、これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋邦武) 討論なしと認めます。

陳情第5号について、これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。なお、起立しない場合は、本陳情を不採択とみなします。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

お諮りします。陳情第5号を委員長報告のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者全員)

○議長(高橋邦武) 起立多数です。

よって、陳情第5号 「小・中学校給食費の完全無償化」のため、秋田県へ財政支援を求める意見書提出の陳情は、採択とすることに決定いたしました。

◎陳情第6号の委員長報告、質疑、討論、表決

○議長(高橋邦武) 日程第33、陳情第6号 インボイス制度の廃止をめざし、事業者の負担を軽減する経過措置を継続するよう求める意見書を国に送付することを求める陳情を議題といたします。

この陳情の審査方を総務産業常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。総務産業常任委員長、熊谷良夫議員は登壇願います。

(総務産業常任委員長 熊谷良夫議員 登壇)

○総務産業常任委員長(熊谷良夫) ご報告申し上げます。

令和7年12月2日の第12回定例会本会議において、当委員会に審査を付託されました、陳情第6号の審査経過と結果をご報告申し上げます。

12月5日、委員7名が出席し、当委員会を開催し慎重に審査いたしました。

陳情第6号 インボイス制度の廃止をめざし、事業者の負担を軽減する経過措置を継続するよう

求める意見書を国に送付することを求める陳情の審査では、次のような意見が出ました。廃止をめざすのではなく、制度をよりよい方向に持っていくことが必要なのではないか。制度自体が課税の正確性ということで始められて今も運用されており、制度は必要である。事業者の負担軽減する措置等は継続してほしいが、制度は公平な立場の税のことであるため必要である。商売をやっていると益税が生じ、益税は徴税の面からはよろしくないと考えるが、制度そのものを廃止するとなると違うのではないか。経過措置については、猶予期間が設けられたと理解している。制度の廃止については、課税の公平性ということから反対であるなどの意見がありました。

採決したところ、不採択すべきものが6人となり、全会一致で不採択すべきものと決定しました。

以上ご報告申し上げます。

○議長（高橋邦武） ただいまの委員長報告に対して質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（高橋邦武） 質疑なしと認めます。

陳情第6号について、これより討論を行います。討論ありませんか。1番、高橋 純議員。登壇してください。

（1番 高橋 純 登壇）

○1番（高橋 純） 陳情第6号 インボイス制度の廃止をめざし、事業者の負担を軽減する経過措置を継続するよう求める意見書を国に送付することを求める陳情の採択を求めて討論を行います。

第1の理由は、陳情第6号が経過措置の継続が必要だということです。本陳情は美郷町議会としてインボイス制度の廃止と経過措置の継続を国に対して意見の提出を求めるものです。インボイス制度が導入されて、2年が経過しました。新たな税負担、免税事業者の排除、複雑な制度による膨大な事務などが、小規模事業者や個人事業主など中小零細企業の皆さんにのしかかっています。町内の業者においても、物価高と人件費高騰により販売価格をやむなく上げたことで利益が増えているにもかかわらず、売上げが上がったとの理由で納税額が増えています。今後こうした消費税の滞納や、廃業に追い込まれかねない状況があり、地域経済への影響が大きいと考えます。

また、インボイス制度に負担を感じている町内の納税者から、インボイスの事務負担、税負担があまりにも大きく登録を取り消したい、緩和が終わるとさらに負担が増えて心配などの声が寄せられています。町民の苦しい実態を見聞きしているのが、私たち町議会議員です。一番近くで知る私たちが町民の大変な思いをしている見直しや改善が必要だとの声を国に届けることは、町議会議員の役割です。本町産業を足元から支えている中小企業や個人事業者を守り支援するためにも、本意

見書を採択すべきものと考えます。

議員皆様からの賛同を心からお願いし、討論といたします。

○議長（高橋邦武） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋邦武） これで討論を終わります。

陳情第6号について、これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。なお、起立しない場合は、本陳情を委員長報告のとおり不採択とみなします。

この陳情に対する委員長の報告は不採択です。

お諮りします。陳情第6号を採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者1名）

○議長（高橋邦武） 起立少数です。

よって、陳情第6号 インボイス制度の廃止をめざし、事業者の負担を軽減する経過措置を継続するよう求める意見書を国に送付することを求める陳情は、不採択とすることに決定いたしました。

○議長（高橋邦武） 会議途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

（午前10時59分）

（午前11時09分）

○議長（高橋邦武） 休憩前に引き続き会議を再開します。

休憩時に配付しました追加議事日程表のとおり、案件が提出されております。これを日程に追加したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋邦武） 異議なしと認め、日程に追加して議題とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

（午前11時09分）

（午前11時10分）

○議長（高橋邦武） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎議案第89号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（高橋邦武） 追加日程第1、議案第89号 令和7年度美郷町一般会計補正予算第9号を上程し、議題といたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。企画財政課長から順次説明願います。

○企画財政課長（深澤文仁） 議案第89号について、ご説明します。

今回の補正内容ですが、歳入歳出予算の総額に1億2,444万1,000円を追加するものです。

それでは、歳入から順にご説明しますので、8、9ページをお願いします。

14款2項1目1節物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金ですが、政府が本年11月21日に閣議決定した、強い経済を実現する総合経済対策に基づく交付金として、地方公共団体に交付予定とされているもので、同交付金の一部を今回の補正財源の一部として充当するものです。

なお、充当する事業の詳細につきましては歳出でご説明します。

14款の説明は以上です。

○こども子育て課長（高橋 勉） 続きまして、14款2項2目民生費国庫補助金の2節物価高対応子育て応援手当事業費補助金は、物価高の影響が長期化し、その影響が様々な人々に及ぶ中、特にその影響を強く受けている子育て世帯への国の支援として、ゼロ歳から高校生年代の児童手当支給対象児童を養育する父母等に子供1人当たり一律2万円を支給するもので、自治体が支給業務を行うため、その財源となるものです。

その下の物価高対応子育て応援手当事務費補助金は、子育て応援手当の支給に要する事務経費として、時間外勤務手当や封筒印刷、郵送料や振込手数料について、その財源となるもので、国から10分の10の補助となります。

14款の説明は以上です。

○福祉保健課長（大澤 修） 15款2項2目民生費県補助金1節障害者支援施設等物価高騰対策支援事業費補助金及び2節介護保険施設等物価高騰対策支援事業費補助金は、物価高騰による社会福祉施設等の光熱水費等及び食材料費の負担軽減を図るため、市町村が実施する事業への県補助で、補助率2分の1となります。

詳細につきましては、歳出で説明いたします。

次の6節灯油購入費緊急助成事業費補助金は、灯油価格の高騰が低所得世帯の家計を圧迫していることから、低所得世帯の負担軽減を図るため、非課税世帯を対象に市町村が実施する灯油購入費助成事業への県補助で、1世帯当たりの補助基準額が6,100円、事務費と合わせて補助率2分

の1となります。

こちらも、詳細につきましては歳出で説明いたします。

15款の説明は以上です。

○教育推進課長（佐々木寿人） 20款5項2目給食事業収入1節学校給食費受入金ですが、議案資料集のほうは6ページになります。物価高騰における保護者負担の軽減を図るため、令和8年1月分から3月分までの小学校及び中学校の保護者負担の学校給食費の無償化を行いたく、1,037人分の給食費の受入金を減額するものです。

歳入の説明は以上です。

○福祉保健課長（大澤 修） 続きまして、歳出の説明をいたしますので、10、11ページをお願いします。

2款1項6目企画費ですが、生活支援緊急助成事業及び生活支援券事業の実施に要する予算となります。

議案資料集にて内容をご説明しますので、議案資料集1ページをお願いいたします。

はじめに、上段、生活支援緊急助成事業についてですが、食料品等及び灯油価格の高騰が低所得世帯の家計を圧迫していることから、低所得世帯の経済的負担の軽減を図ることを目的とするものです。

本事業の対象は、令和7年12月1日現在において、美郷町の住民基本台帳に登録され、世帯員全員の令和7年度住民税の所得割が非課税の世帯、いわゆる非課税の方、または均等割のみの方で構成されている世帯を対象とし、このうち住民税均等割が課税されているものの、扶養親族等のみで構成される世帯、世帯員全員が福祉施設等に入所または長期入院中で、今後申請期限までに居住地に生活実態がない世帯は除くものといたします。

助成額は1世帯当たり食料品等分を2万円、灯油分を6,100円とし、合わせて2万6,100円、1,900世帯を見込んでおります。

なお、県補助の灯油購入費緊急助成事業費補助金の対象は非課税世帯のみ、かつ灯油分の助成が対象となり、他の財源は国の交付金となります。

上段の説明は以上です。

○商工観光交流課長（高橋晋一） 続きまして、議案資料集1ページの下段、美郷町生活支援券事業についてご説明いたします。

本事業は、食料品等の物価高騰に伴い、先ほど福祉保健課長が説明した生活支援緊急助成事業の対象とはならない生活者の支援及び経済的な負担軽減を図ることを目的に実施するものです。

具体的な事業内容としては、基準日である令和7年12月1日時点の美郷町住民基本台帳に登録されており、生活支援緊急助成事業の対象とならない世帯に対し、1世帯当たり2万円の生活支援券を給付するものであります。世帯数は低所得世帯の支援対象となった世帯を除く5,000世帯を見込んでおり、支援券の使用開始は令和8年4月からを予定しております。

今回の補正では、令和7年度に実施する生活支援券の印刷や発送の際の封筒代、郵送料などを計上しており、使用された支援券の換金に必要な代金や金融機関手数料については、令和8年度予算への計上を予定しております。

なお、本予算を可決いただいた場合には、町民への支援券の発送を3月中に行うこととしております。

それでは、議案の10、11ページにお戻り願います。

2款1項6目企画費の10節印刷製本費は、生活支援緊急助成事業の封筒代として4万4,000円、生活支援券の印刷、ポスターの印刷、発送用封筒代として260万7,000円をそれぞれ計上しております。

11節通信運搬費のうち、生活支援緊急助成事業分として、確認書等の郵送料が73万4,000円、生活支援券の簡易書留での郵送料として328万8,000円をそれぞれ計上しております。その下、手数料は生活支援緊急助成事業の振込手数料等です。

19節扶助費は、1世帯当たり食料品などの分として2万円、灯油代として6,100円の助成額で、1,900世帯分を計上しております。

2款の説明は以上です。

○福祉保健課長（大澤 修） 3款1項2目障害者福祉費ですが、社会福祉施設等物価高騰対策支援事業における障害者支援施設に要する予算となります。

議案資料集にて内容を説明いたしますので、議案資料集2ページをお願いいたします。

本事業は、物価高騰による社会福祉施設等の光熱水費等及び食材料費の負担軽減を図り、事業の安定的な実施を支援することを目的とするものです。

対象は、申請日時点で町内にて運営を継続している障害者支援施設といたします。

支援内容ですが、県の補助基準単価に合わせ、光熱水費等助成は入所施設が定員1名当たり1万3,400円、通所施設が定員1名当たり9,300円とし、申請日時点の定員数を乗じた額とします。

また、訪問相談系施設につきましては、1事業所当たり10万3,000円といたします。

食材料費助成は、入所施設において、3食提供施設が5,100円、2食提供施設が3,400円、通所施設は1,700円で、それぞれ定員数を乗じた額といたします。

歳入として、県補助 2 分の 1、歳出として記載の施設数、定員を見込んでおります。

議案10、11ページへ戻っていただきまして、18節障害者支援施設等物価高騰対策支援事業補助金として543万4,000円を計上しております。

次に、3目高齢者福祉費ですが、社会福祉施設等物価高騰対策支援事業における介護保険施設に要する予算となります。

議案資料集にて内容を説明いたしますので、議案資料集3ページをお願いいたします。

事業目的は先ほどの障害者支援施設同様で、対象施設が、申請日時点で町内にて運営を継続している介護保険施設とします。

支援内容ですが、県の補助基準単価に合わせ、光熱水費等助成は先ほどの障害者支援施設と同額となります。

食材料費助成は、入所施設が5,100円、通所施設は1,700円で、それぞれ定員数を乗じた額とします。

歳入として、県補助 2 分の 1、歳出として記載の施設数、定員を見込んでございます。

議案10、11ページへ戻っていただきまして、18節介護保険施設等物価高騰対策支援事業補助金として、1,519万9,000円を計上しております。

3 款の説明は以上です。

○こども子育て課長（高橋 勉） 続きまして、2項1目児童福祉総務費につきましては、議案資料集4ページ上段を併せてお願いいたします。

3節から19節は、国の物価高対応子育て応援手当の支給に係るものです。

3節時間外勤務手当は職員3人分を、10節印刷製本費は通知送付等に用いる窓つき封筒や返信用封筒に要する経費を、11節通信運搬費は郵送料で、手数料は口座振込に要するものです。

19節の物価高対応子育て応援手当は、子供1人当たり一律2万円を全額国の負担により支給するもので、支給対象者は令和7年9月30日時点の児童手当支給対象児童を養育する父母等で、対象となる児童には令和7年10月1日以降、令和8年3月31日までに生まれる新生児も含まれることから、1,950人と見込み、予算計上しております。

なお、支給時期につきましては、今回の子育て応援手当の法的性格は民法上の譲与契約となり、契約成立のために、支給対象者に対して支給の申入れとして個別通知の発送となります。

また、支給対象者が拒否をする積極的な行為をしないことをもって承諾の意思表示であると認められるためには、熟慮等一定程度の期間が必要であることから、国のQ&Aにおいて、個別通知が到達した時点からおおむね2週間程度の期間を設けるともあります。

加えて、公務員については各所属長で児童手当の支給を行っているため、町へ必要書類の提出が必要となることから、現時点で1月下旬から2月上旬での支給を見込んでおります。

3款の説明は以上です。

○農政課長（高塚 剣） 議案の10、11ページをお願いします。

続きまして、6款1項3目農業振興費の18節施設園芸等燃油支援事業補助金ですが、20件を見込み、90万円を追加するものです。

事業の詳細について、議案資料集によりご説明しますので、4ページの下段、施設園芸等燃油支援事業をお願いします。

燃油価格高騰の影響を受けやすい施設園芸農家等の負担軽減を図ることを目的に、町内に住所または所在地を有し、施設で園芸作物等を栽培して出荷販売している農家等を対象に補助金を交付するものです。

補助対象ですが、令和7年10月から令和8年2月までに購入した灯油及びA重油量で10万リットルを見込んでおります。

補助単価は、令和7年11月灯油単価1リットル当たり117.6円と、国の令和7年度施設園芸等燃油価格高騰対策発動基準単価1リットル当たり99.7円の差額の2分の1相当分で、1リットル当たり9円であります。

補助金額ですが、補助対象に補助単価を乗じて、1,000円未満を切り捨てた額になります。

なお、町広報等で事業の周知を図り、対象者から3月に申請していただいて、同月末までに補助金の交付を予定しております。

議案の10、11ページに戻りまして、続きまして、6目畜産費の18節酪農経営安定対策事業補助金ですが、3件を見込み、189万円を追加するものです。

次の肉用牛畜産経営安定対策事業補助金ですが、14件を見込み、280万円を追加するものです。

各事業の詳細について議案資料集によりご説明しますので、資料集の5ページをお願いします。

はじめに、上段の酪農経営安定対策事業ですが、飼料価格高騰の影響を受けている酪農経営体の生乳生産費用の負担軽減を図ることを目的に、町内に住所または所在地を有する酪農経営体を対象に補助金を交付するものです。

補助対象は、令和7年4月から令和8年2月までに出荷した高品質生乳出荷量で63万キログラムを見込んでおります。

補助単価は、県事業の補助単価1キログラム当たり6円の2分の1で、1キログラム当たり3円になります。

補助金額ですが、補助対象に補助単価を乗じて、1,000円未満を切り捨てた額になります。

次に、下段の肉用牛畜産経営安定対策事業ですが、飼料価格の高騰の影響を受けている畜産経営体の生産費用の負担軽減を図ることを目的に、町内に住所または所在地を有する畜産経営体を対象に補助金を交付するものです。

補助対象は、令和7年4月から令和8年2月までに出荷した子牛及び導入または保留した肥育素牛の頭数で、230頭を見込んでおります。

補助単価は、県事業の補助単価1頭当たり3万円の3分の1で、1頭当たり1万円になります。補助金額ですが、補助対象に補助単価を乗じた額になります。

失礼いたしました。

補助対象ですが、補助対象は令和7年4月から令和8年2月までに出荷した子牛及び導入または保留した肥育素牛の頭数で、280頭を見込んでおります。

訂正して、おわびいたします。

補助単価は、県事業の補助単価1頭当たり3万円の3分の1で、1頭当たり1万円であります。補助金額ですが、補助対象に補助単価を乗じた額になります。

なお、先ほどご説明した酪農経営安定対策事業と併せて、町広報等で事業の周知を図り、対象者から3月に申請していただいて、同月末までに交付を予定しております。

6款の説明は以上です。

○商工観光交流課長（高橋晋一） 議案の12、13ページをお願いいたします。

7款1項2目商工振興費の18節運送事業者等エネルギー価格高騰支援事業補助金ですが、議案資料集6ページの上段の表を併せてご覧ください。

本補助金の目的ですが、ガソリンなどの暫定税率の廃止が予定されているものの、依然としてガソリンなど燃料価格は高い水準にあることに加え、物価高騰により車両やタイヤなどの価格が大きく値上がりしている状況を受け、運送事業者等に対し補助金を支給することで、価格高騰の影響を緩和し、社会インフラなどの役割を担う運送事業者等の経営を支援するための補助金です。

対象者は町内に事業所を有し、運送事業等を営む事業者とし、補助額は車両1台に対し1万円を支給するものであります。

支給見込台数を150台として予算計上しております。

7款の説明は以上です。

○教育推進課長（佐々木寿人） 10款5項3目学校給食費18節学校給食費補助金ですが、議案資料集のほうは6ページになります。

令和8年1月分からの町立学校の給食費無償化に合わせて、アレルギー等の理由により、学校給食の提供を受けていない弁当持参等の児童生徒及び美郷町在住の児童生徒の町外就学に係る給食費の負担に対して、町の1食当たりの給食費相当額を上限に補助するもので、区域外就学や県立学校特別支援学校等に通学する児童生徒20人を見込み計上しています。

また、財源補正につきましては、歳入で説明いたしました保護者負担による給食費の無償化財源として、物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金を充当するものです。

以上で議案第89号の説明を終わります。

○議長（高橋邦武） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋邦武） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋邦武） 討論なしと認めます。

議案第89号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第89号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋邦武） 異議なしと認めます。よって、議案第89号 令和7年度美郷町一般会計補正予算第9号は、原案のとおり可決されました。

◎発議第5号の上程、表決

○議長（高橋邦武） 追加日程第2、発議第5号 夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現を求める意見書の提出についてを上程し、議題といたします。

発議案の朗読は省略いたします。

お諮りします。ただいまの発議については、会議規則第39条第3項の規定により説明を省略し、質疑・討論も省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋邦武） 異議なしと認めます。

発議第5号について、これより採決いたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋邦武) 異議なしと認めます。よって、発議第5号 夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

◎発議第6号の上程、表決

○議長(高橋邦武) 追加日程第3、発議第6号 ケア労働者の処遇改善のため、報酬10%以上引き上げを求める意見書の提出についてを上程し、議題といたします。

発議案の朗読は省略いたします。

お諮りします。ただいまの発議については、会議規則第39条第3項の規定により説明を省略し、質疑・討論も省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋邦武) 異議なしと認めます。

発議第6号について、これより採決いたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋邦武) 異議なしと認めます。よって、発議第6号 ケア労働者の処遇改善のため、報酬10%以上引き上げを求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

◎発議第7号の上程、表決

○議長(高橋邦武) 追加日程第4、発議第7号 「介護保険制度の抜本改善、介護従事者の処遇改善を求める」意見書の提出についてを上程し、議題といたします。

発議案の朗読は省略いたします。

お諮りします。ただいまの発議については、会議規則第39条第3項の規定により説明を省略し、質疑・討論も省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋邦武) 異議なしと認めます。

発議第7号について、これより採決いたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋邦武) 異議なしと認めます。よって、発議第7号「介護保険制度の抜本改善、介護従事者の処遇改善を求める」意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

◎発議第8号の上程、表決

○議長(高橋邦武) 追加日程第5、発議第8号 最高裁判決に基づきすべての生活保護利用者に対する速やかな被害回復措置を求める意見書の提出についてを上程し、議題といたします。

発議案の朗読は省略いたします。

お諮りします。ただいまの発議については、会議規則第39条第3項の規定により説明を省略し、質疑・討論も省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋邦武) 異議なしと認めます。

発議第8号について、これより採決いたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋邦武) 異議なしと認めます。よって、発議第8号 最高裁判決に基づきすべての生活保護利用者に対する速やかな被害回復措置を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

◎発議第9号の上程、表決

○議長(高橋邦武) 追加日程第6、発議第9号「小・中学校給食費の完全無償化」のため、秋田県へ財政支援を求める意見書の提出についてを上程し、議題といたします。

発議案の朗読は省略いたします。

お諮りします。ただいまの発議については、会議規則第39条第3項の規定により説明を省略し、質疑・討論も省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋邦武) 異議なしと認めます。

発議第9号について、これより採決いたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋邦武) 異議なしと認めます。よって、発議第9号「小・中学校給食費の完全無償化」のため、秋田県へ財政支援を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

◎議員派遣について

○議長(高橋邦武) 追加日程第7、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りします。議員派遣につきましては、お手元に配付しておりますとおり派遣することにし
たいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋邦武) 異議なしと認めます。よって、議員派遣については、お手元に配付したと
おり派遣することに決定いたしました。

◎閉会中の継続審査及び継続調査について

○議長(高橋邦武) 追加日程第8、閉会中の継続審査及び継続調査についてを議題といたします。

議会運営委員会委員長、総務産業常任委員会委員長、教育民生常任委員会委員長並びに議会広
報常任委員会委員長より、審査中の事件等について会議規則第75条の規定により、お手元に配付
しておりますとおり閉会中の継続審査及び継続調査の申出がありました。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋邦武) 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり閉会中の継続審
査及び継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長(高橋邦武) 以上で今定例会に上程されました議案の審議は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもちまして令和7年第12回美郷町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午前 11 時 35 分)

地方自治法第123条の規定により下記に署名する。

令和7年12月11日

美郷町議会議長 高橋 邦 武

署 名 議 員 松 田 信 義

署 名 議 員 村 田 薫